日調連発第３９号
平成２３年５月２日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災による地殻変動と登記の取扱いについて（お知らせ）

標題の取扱いにつきましては、本年４月５日付け日調連発第３号をもって、当職から法務省民事局長あて照会していたところでありますが、同月２８日付けで、法務省民事局民事第二課から法務局・地方法務局あて別紙の事務連絡が発せられた旨の連絡が法務省からありましたのでお知らせいたします。

なお、連合会では、登記実務における具体的な運用等については、阪神・淡路大震災後に発せられた平成７年３月２９日付け法務省民三第２５８９号の法務省民事局長回答、同時に発出された「水平地殻変動と筆界の考え方についての解説」及び「兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取り扱いに関するＱ＆Ａ」を念頭に法務省と協議することを予定しています。

また、連絡文書後段では、この取扱いについて、「国土地理院が、改めて基準点の測量を行っているところ、その成果に基づき、登記所備付地図の座標値の変換作業を予定しており、その作業が完了するまでの措置」とし、その後の取扱いについては別途連絡されるとされていることにつきましては、今後の地図と現地の照査・概況調査の経過等を踏まえ、協議を継続していく予定としています。

事　　務　　連　　絡
平成２３年４月２８日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

法務省民事局民事第二課

東日本大震災による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて

標記について，該当法務局・地方法務局に対し，別添のとおり事務連絡を送付しましたので，参考送付します。

機密性　２　完全性　２　可用性　２

事　務　連　絡

平成２３年４月２８日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）　殿
（東京，仙台）
地方法務局首席登記官（不動産登記担当）　殿
（横浜，さいたま，千葉，水戸，宇都宮，
前橋，甲府，長野，新潟，福島，山形，
盛岡，秋田，青森）

法務省民事局民事第二課　西田法務専門官

東日本大震災による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて

国土地理院の提供している別紙の情報によると，本年３月１１日の東日本大震災及びその後の余震によって，電子基準点の位置が水平方向で最大５メートル以上移動しているとのことですが，この地震により水平移動した地表面については，土地の筆界も相対的に移動したものと考えられます。

したがって，土地の筆界が相対的に移動したものとして取り扱った地積測量図を添付情報とする登記の申請・嘱託は，基本的には受理して差し支えないと考えられます。ただし，地域によっては，がけ崩れ，地滑り等により，必ずしも水平に移動していない場合も想定されますので，審査に当たってはこの点を配慮願います。

また，土地の水平地殻変動については，現在，国土地理院が，改めて基準点の測量を行っており，この成果に基づき，登記所備付地図の座標値の変換作業を予定しているため，本事務連絡の取扱いは，その変換作業が完了するまでの間とし，その後の取り扱いについては，別途連絡する予定です。

別紙　資料１

本震(M9.0)に伴う地殻変動（水平）暫定

基準期間：2011/03/01 21:00 - 2011/03/09 21:00
比較期間：2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00

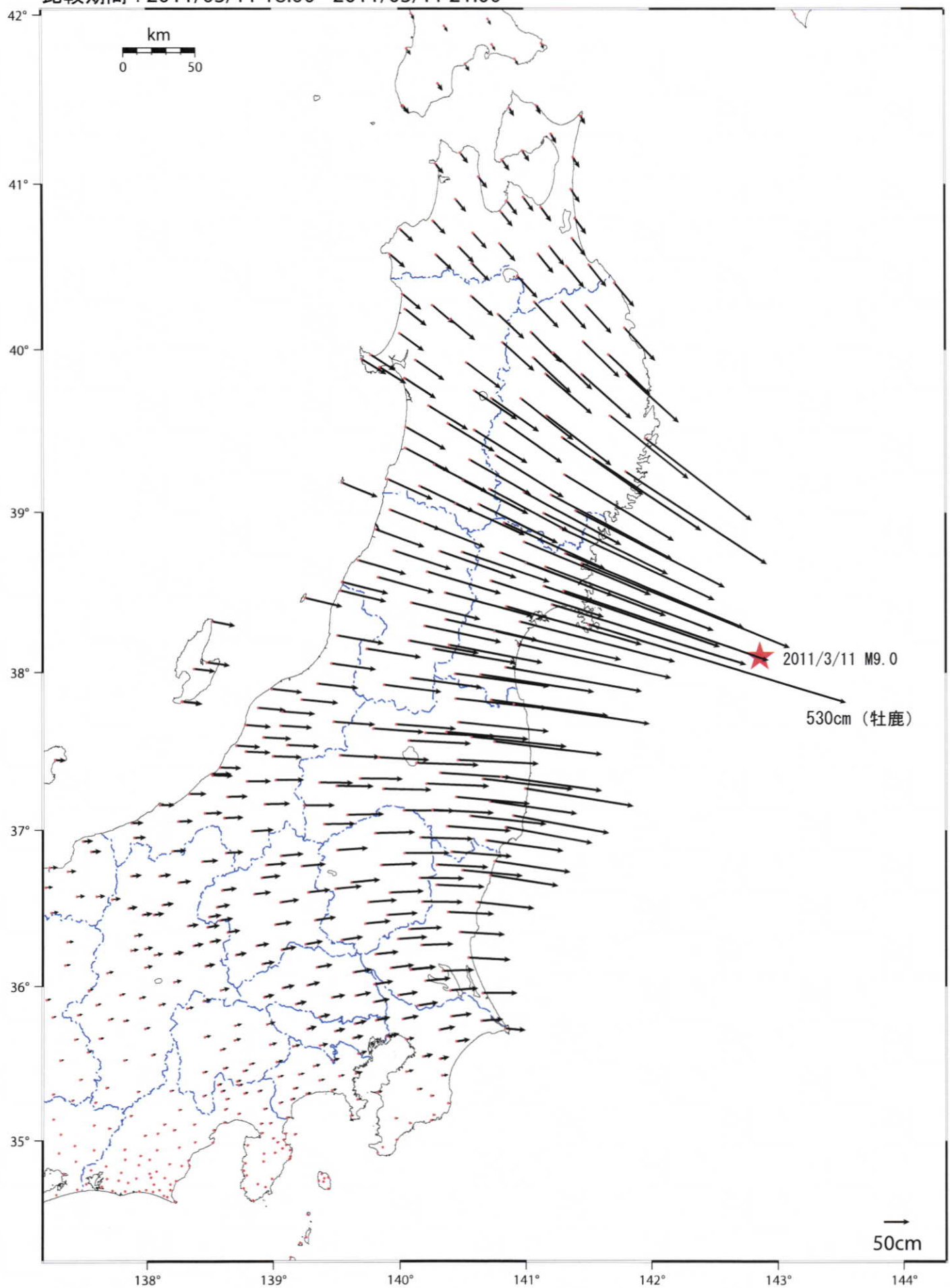

［基準：Ｒ３速報解　比較：Ｑ３迅速解］

☆固定局：三隅（９５０３８８）

国土地理院

本震(M9.0)以降に生じている地殻変動

暫定

別紙　資料２

基準期間：2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00
比較期間：2011/03/19 00:00 - 2011/03/19 03:00

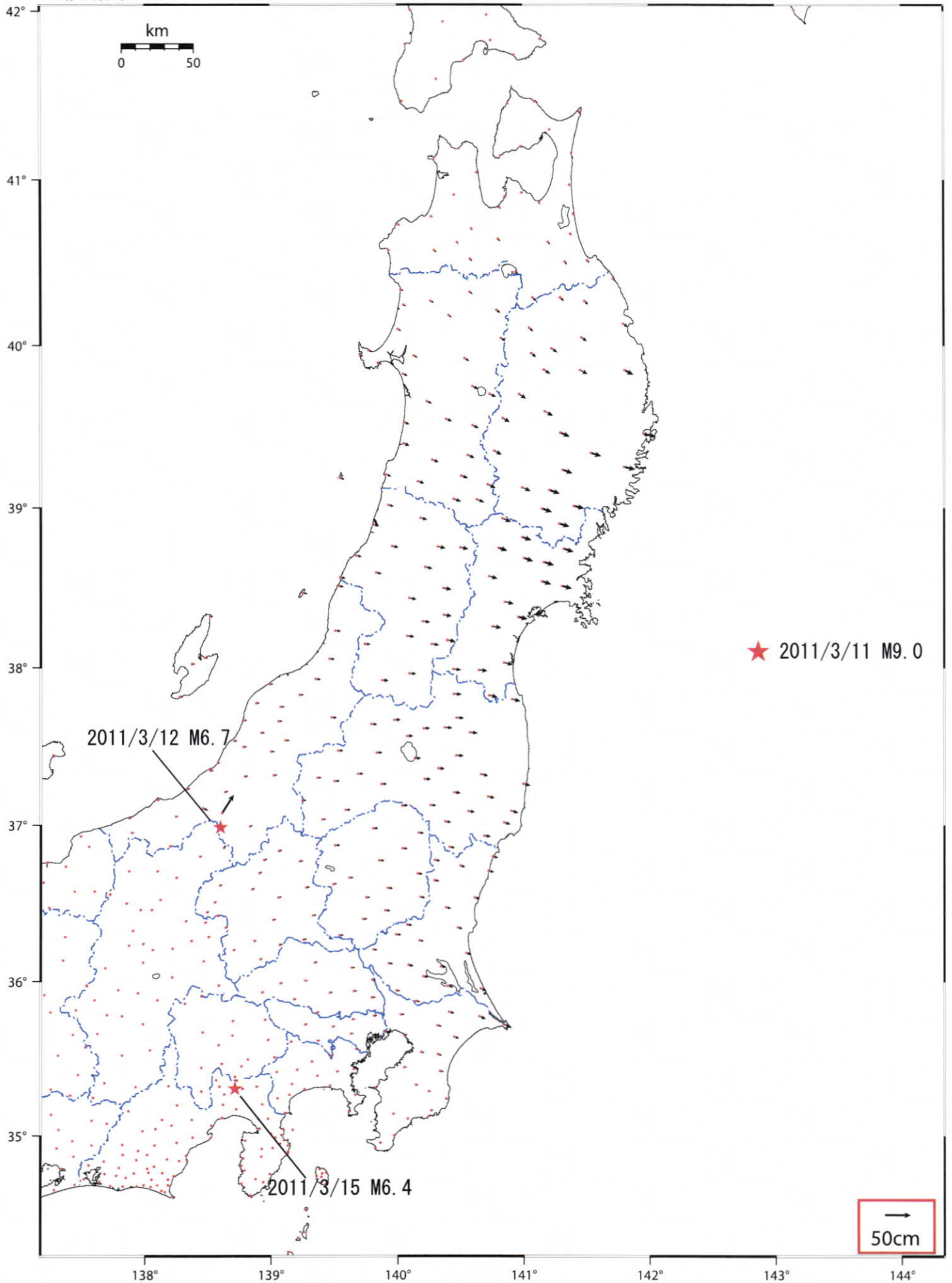

［Ｑ３迅速解］

☆固定局：三隅（９５０３８８）